

## 今月号のテーマ

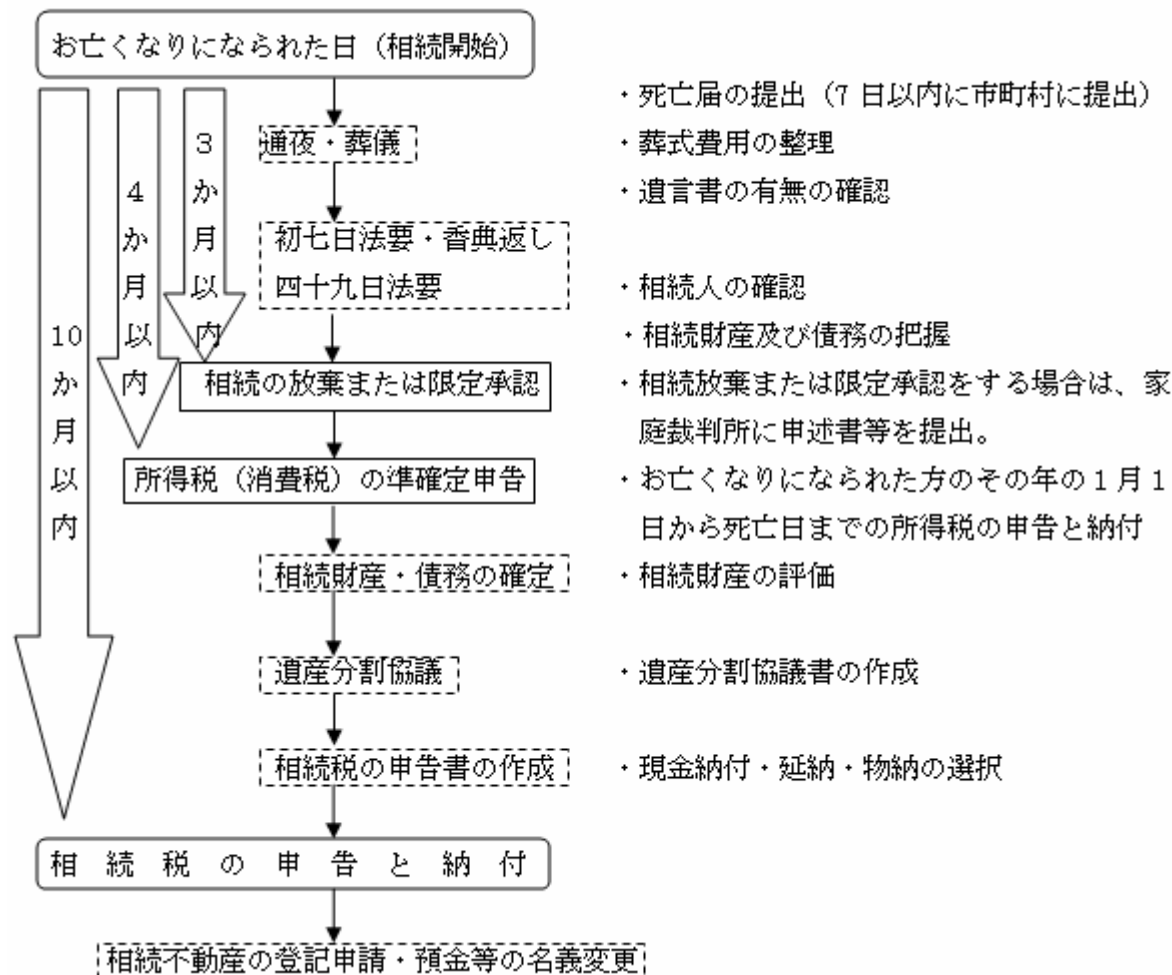
- ・ 相続の手続きとタイムスケジュール（大黒）
- ・ 出張旅費・日当の取扱い（鈴木）
- ・ 70歳まで働ける企業を！ 定年引上げ等奨励金（安積）



## 相続の手続きとタイムスケジュール（大黒）

平成 20 年の路線価が発表されました。世間の流れとは逆に路線価は上昇しています。資産の多い家庭では、相続税への影響も懸念されるところですね。

今回は相続が開始した場合の手続きとタイムスケジュールをご案内します。



遺産分割を相続人全員が納得のいく分け方を考えるのは難しいものです。争続とならないためにも専門家にご相談して頂くことをお勧めします。また、名義変更手続きも銀行・証券会社によりそれぞれ手続きが違い手間のかかるものです。弊社では相続税の申告ご相談以外にも遺産分割のご相談・手続き代行も承っております。一度是非ご相談ください。

## 出張旅費・日当の取扱い（鈴木）

世界的な燃料価額高騰により、航空運賃等も値上げされ、出張費が高くなったという話をよく耳にするようになりました。出張費の税務上の取扱いについては下記のとおりです。

### **<旅費規程がない場合>**

実費部分については、旅費交通費として経費となります。ただし、常識の範囲を超える支払部分については、旅費交通費でなく出張者の給与又は役員賞与と認定されてしまうおそれがあるので注意が必要です。また、支払証明として領収書等の保存は当然必要です。

### **<旅費規程がある場合>**

旅費規程を作成することで、交通費・宿泊費の他に旅費日当を支給することができます。この旅費規程に基づき支出したものは、一般的に常識的な金額であれば、企業側は経費となり、出張者も給与に含まれず非課税となるため、節税にもなります。

ただし、その旅費規程が実態とかけ離れていたり、常識的な金額を超えるようなものであってはいけません。作成する際のポイントとしては下記があります。（所基通 9-3）

- ①その支給額が社内の全ての役員・使用人の間で適正なバランスを保っていること
- ②同業種・同規模の支給額と照らして、相当なものであること

もちろん、旅費等についてすべて実費精算しているのに、重ねて旅費日当を支払う場合は給与とされます。また、旅費規程により支出すれば実費精算する必要はないのですが、出張者の氏名、日付、出張先、金額等を記載した出張旅費清算書を作成し、保存しておくことが必要です。

詳しくは、弊社までお問い合わせ下さい。

## 70歳まで働ける企業を！定年引上げ等奨励金（安積）

すでに65歳までの高齢者の安定した雇用を確保することが義務づけられていますが、今後「団塊の世代」が65歳に到達することから、高齢者の働く場を広く確保することが重要な課題となっています。そこで、定年の引上げ又は定年の廃止等を実施した場合、導入した制度に応じて一定額が支給される制度が新たにスタートしましたので、ご紹介します。

### **【支給対象となる事業主】**

- ・雇用保険の適用事業の事業主で、定年や継続雇用制度の年齢の引上げを実施した日において、中小企業事業主であること。
- ・実施日から起算して1年前の日から60歳以上の定年を定めていること、及び63歳以上の定年か継続雇用制度を定めていること。
- ・事業主が20年4月1日以降、就業規則等により65歳以上への定年の引上げか廃止、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入、のいずれかを実施したこと。
- ・申請日の前日において、1年以上継続して雇用されている60歳以上の常用被保険者が1人以上いること。

（例）従業員は1年以上働いている61歳の従業員と他11人、合計12人。助成金額は・・・

→定年の年齢を65歳以上70歳未満まで引上げた場合・・・60万円

→定年の金額を70以上までの定年の引上げ、または定めの廃止・・・120万円

詳しくは、弊社までお問い合わせ下さい。

### **[夏季休暇のお知らせ]**

誠に勝手ながら、8月14日（木）～8月17日（日）を夏季休暇とさせていただきます。